

車云 築替 届

転籍とは、戸籍の所在場所である本籍を移転することです。移転先は、日本国内であればいつでも転籍することができ、届出することにより、同じ戸籍に在籍する人全員で戸籍が移ります。

市内で転籍するときは、現在ある戸籍の本籍を変更し、市外から又は市外へ転籍するときは、新本籍地の市区町村で新たに戸籍が作成されます。

なお、旧本籍地にあった戸籍は、本籍地において除籍として150年保存されます。

根拠法令	戸籍法第108条、第109条
届出期間	届出をした日から法律上の効力が発生
届出地	本籍地、住所、所在地(一時滞在地)、新本籍地
届出人	戸籍の筆頭者及びその配偶者
必要書類	<ul style="list-style-type: none">・届書：転籍届記入例は下記をご覧ください ※戸籍全部事項証明書の添付は不要となりました。・印鑑：届出人（戸籍の筆頭者と配偶者）のそれぞれの印鑑 ※押印は任意です。押印する場合はお持ちください。
その他	<p>「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください</p> <ul style="list-style-type: none">・市外から春日部市に転籍後の新しい戸籍には、死亡や婚姻等により前本籍地で戸籍から除籍されている方は、記載されません。
関連の届出	
教示	転籍届の不受理処分がされたとき、戸籍法第122条により家庭裁判所に不服申立てができます。

転籍届

令和7年2月14日届出

埼玉県春日部市長 殿

受理 第	令和 年 月 日 号	発送 年 月 日				
送付 第	令和 年 月 日 号	埼玉県春日部市長 印				
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住 民 票	通 知	

本籍	埼玉県春日部市中央7					2	番地 番
	(よみかた) かすかべ たろう	筆頭者 の氏名	春日部 太郎				
新しい本籍	埼玉県春日部市金崎839					丁目	番地 番
おなじ戸籍にある人	筆頭者 太郎	(よみかた) (名) たろう (住所…住民登録をしているところ) (方書・マンション名) 埼玉県春日部市中央7	2	番地 番号	春日部 太郎		
	配偶者 はなこ	花子	同上	同上			
	-----	-----	-----	-----			
	-----	-----	-----	-----			
	-----	-----	-----	-----			
	-----	-----	-----	-----			
その他							
届出人 署名押印	筆頭者 春日部 太郎	春日部	配偶者 春日部 花子	春日部			
生年月日	昭和 45 年 7 月 25 日		昭和 48 年 10 月 5 日				

住定年月日
昭・平・令 ..

- ◎ 届出地は届出人の本籍地、住所地、転籍先又は所在地となります。
- ◎ 届出人の署名は、本人が自署して別々の印を押印（任意）してください。

※ 持参するもの

- 転籍届（必要事項が記載されているもの）
- 届出人の印鑑（任意）

※ 住民異動届けについては、別に「住民異動届」が必要となります。
なお、時間外（土・日曜、祝日（休日開庁日を除く）等）は住民異動届けの受付ができませんので、後日の届出をお願いします。

問合せ先
春日部市役所 市民課戸籍担当
電話 048-736-1111
内線 2656・2657・2658